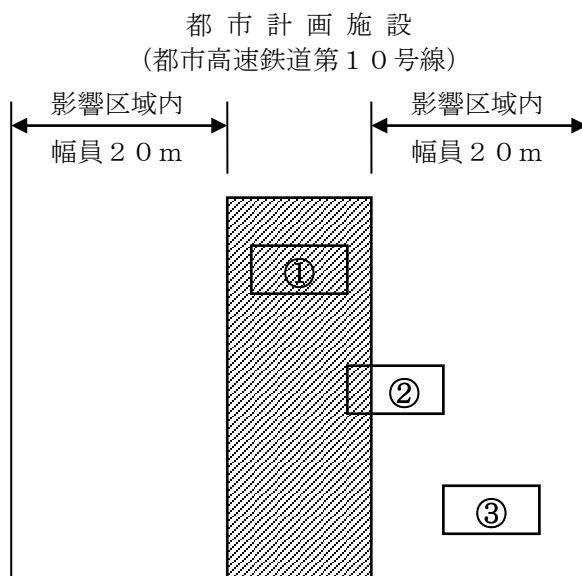


都市高速鉄道第10号線（都営地下鉄新宿線）上部での建築について



都市高速鉄道第10号線構造上部又は影響区域内での建築に際し、設計及び工法等について東京都交通局建設工務部 保線課建築相談担当（以下、交通局）と事前に協議し、書面で同意を得る必要があります（簡易な工事内容の場合はこの限りではありません）。建築予定地が前述のとおりである場合、まずは、交通局へご連絡下さい。

※都市高速鉄道の詳細な位置は、交通局にある「路線平面図」によって確認できます。

東京都交通局 建設工務部 保線課
建築相談窓口
TEL 03-5320-6151

また、事業完了している都市計画施設区域内での建築にあたり、市川市街づくり部街づくり計画課において、都市計画法第53条許可申請等が必要となります。建築予定地が上図①、②、③のいずれかに該当するかによって、その後の手続きが異なります。

（下記の手続きを行う前に、東京都交通局との協議（裏面フローチャートを参照）を完了させて下さい）

- ① 都市計画施設区域内（都市高速鉄道第10号線構造上部）に建築する場合
⇒都市計画法第53条による許可申請を行って下さい。
- ② 都市計画施設区域内に敷地が抵触するが、建築物は都市計画施設区域外に建築する場合
⇒都市計画施設計画確認書を提出して下さい。
- ③ 都市計画施設区域内に敷地が抵触せず、かつ、影響区域内にある場合
⇒法第53条関係の手続きは必要ありません。

市川市 街づくり部街づくり計画課
TEL 047-712-6323

【都営地下鉄新宿線上部での法第 53 条許可申請等におけるフローチャート】

